

原子力災害対策指針（改正案）及び原子力災害対策特別措置法に基づき防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則（案）等に対する意見募集の結果について

令和2年2月5日
原子力規制委員会

1. 概要

原子力災害対策指針の一部改正案、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則案、及び原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の改正案について、行政手続法に基づく意見募集を実施しました。

期 間：令和元年12月19日～令和2年1月17日（30日間）

対 象：原子力災害対策指針の一部改正案

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則案

原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の改正案

方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX

2. 意見募集の結果

○御意見数：2件*

○御意見に対する考え方：別紙のとおり

*御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。延べ意見数については別紙のとおり3件。

原子力災害対策指針（改正案）及び原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則類の一部を改正する規則（案）等に関する提出意見とこれに対する考え方

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>指針の一部改正案への意見</p> <p>別表の1ページの改正前欄の1行目「表2 [同上]」は誤記ではないかと思います。改正後欄の1行目「表2 各緊急事態区分を判断するE A Lの枠組みについて」については、現行の「原子力災害対策指針 令和元年7月3日 原子力規制委員会」の当該箇所には下線が付されているところ、改正後欄では当該下線を削除するという変更がなされているから。</p>	<p>御指摘の「原子力災害対策指針 令和元年7月3日原子力規制委員会」の正本は官報に掲載したものであり、これには、「表2 各緊急事態区分を判断するE A Lの枠組みについて」に下線は付されていませんので、現行のとおりとします。（ホームページに掲載した原子力災害対策指針の当該部分は下線を付してありますが、閲覧上の便宜のためのものであり、内容については変更ありません。）</p>
2	<p>現行の「原子力災害対策指針 令和元年7月3日 原子力規制委員会」の令和元年7月3日の一部改正は19日後の令和元年7月22日に告示が公示されていますが、今回の改正では改正日と同日付けで告示を公示していただけませんか。施設敷地周辺の住民等に対して指針の改正内容が速やかに周知されるように。</p>	<p>原子力規制委員会において決定した後に官報への掲載の手続を取りため、決定日と同日に官報への掲載をすることはできませんが、できるだけ速やかに掲載できるように努めて参ります。</p> <p>なお、ホームページの該当欄に速やかに確定案を掲載するとともに、周知に努力します。</p>

その他原子力災害対策に関する御意見

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>以下に述べるように、身体に著しい影響を及ぼすおそれのない放射能レベルの放射性固体廃棄物を管理している状態の廃止措置段階の原子炉施設と、身体に著しい影響を及ぼすおそれのない放射能レベルの放射性固体廃棄物を容器に収納された状態で取扱い、埋設している第二種廃棄物埋設施設（特に、東海L3）において、ありえない想定シナリオにて訓練を実施することは非現実的であり、訓練は不要であると考える。</p> <p>1. 廃止措置プラントに係る意見</p> <p>今回の変更案で、E A Lの明確化として「火災、爆発その他これらに類する事象の定義」において、「管理区域外において輸送中の固体廃棄物貯蔵容器の蓋が開いて固体廃棄物が放出しても限定された区域に溜まり拡散される蓋然性が無い場合はこれに該当しない」との記述がなされている。</p> <p>この記述を踏まえると、一部の廃止措置段階の原子炉施設においては、放射</p>	<p>御意見については、今後の課題として検討いたします。</p>

性固体廃棄物が放出しても限定された区域に留まり拡散される蓋然性が無い場合を考えられることから、廃止措置段階の原子炉施設において、施設内に使用済燃料が存在しない、または、使用済燃料貯蔵プールに存在していても十分に冷却されていると認められている施設に対するE A Lの見直し、あるいは訓練等について原子力災害対策特別措置法(以下、原災法という)の適用除外とすることが可能と考えられるため、今後の課題として検討していただきたい。

廃止措置段階の原子炉施設は、崩壊熱の減少、使用済燃料の搬出、汚染した設備等の解体の進展によって施設の状況やリスクが変化していく。また、基本的に高エネルギー流体等ではなく、施設は、静的に維持されており、10条通報事象、15条通報事象に至るような事象は想定できず、発生する事象は、原子炉等規制法に基づく「事故故障等の報告」レベルでの対処になると考えられる。一方、使用済燃料が存在しない廃止措置段階の原子炉施設においても、現行の原災法に基づく計画策定や災害対策訓練が行われているが、法律の定めに従い実施しているだけであり、10条通報事象及び15条通報事象に至る訓練シナリオ、事象進展に無理があり、非現実的である。(なお、原災法はサイト毎になっているため、同一サイト内に運転施設と廃止措置施設がある場合、廃止措置施設は発災施設には設定されることはない。)

2. 第二種廃棄物埋設施設(特に、ピット/トレーナー処分施設)に係る意見

第二種廃棄物埋設施設で取扱う放射性固体廃棄物は、爆発等の危険性のない廃棄物を容器に収納等しており、廃止措置段階の原子炉施設と同様に、静的な状態で取扱われる。例えば、ピット処分対象の濃度上限値に近い廃棄体の容器が何らかの原因で開放しても、その周囲を汚染させるだけで、放射能が拡散し、敷地境界の線量が10条通報、15条通報に至るレベルに上昇させるような事態には至らない。このような現状にもかかわらず原災法に基づき計画を策定し、訓練を実施することとされている。災害に至る可能性がないような施設について、原災法の適用除外の措置ができるような仕組みを検討頂きたい。